

生活と雇用を守るためコロナ禍終息まで要件の緩和や支援の継続を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域経済はかつてないほど厳しい状況に置かれ、未だに深刻な状況が続いている。

昨今、新型コロナワクチンの接種も始まり、終息に向かって動き出しているが、まだまだ出口の見えない現状にありながら雇用調整助成金特例措置の縮減が図られるなど、コロナ禍が与える経済的・精神的ダメージは大きい。

雇用調整助成金特例措置は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動縮小を余儀なくされる中、労働者の雇用の維持を目的とされており、縮減に伴い経営状況は更に厳しさを増し、解雇せざるを得ない状況が生まれる恐れがあることから、雇用への打撃や不安は増すばかりである。

コロナ禍によって先の見えない不安定な社会情勢の中において、労働者に不安を与えることなく雇用維持を図ることは喫緊の課題であり、雇用を守ることは政治の責務だと菅総理も述べられている。

よって政府は、新型コロナワクチン接種完了の見通しが立ち、集団免疫を獲得することによって地域経済が活気を取り戻し、社会情勢が安定するまでは、あらゆる助成金や給付金・支援金を縮減する事なく継続し、雇用維持の支援に努めるため、次の事項についてコロナ禍終息まで継続することを強く要望する。

記

- 1 雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症特例を縮減前の助成率で継続すること
- 2 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を継続すること
- 3 緊急小口資金・総合支援金（生活費）申請期間の延長と償還免除対象者の拡充、返済開始時期を延長すること
- 4 住居確保給付金（家賃）を継続すること
- 5 求職者支援訓練を継続すること
- 6 固定資産税や国民健康保険税等減免措置の拡充と継続、売上要件の緩和を行うこと
- 7 月次支援金の継続と売上要件の緩和を行うこと
- 8 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を継続的に交付すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月18日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣
経済産業大臣 経済再生担当大臣